



令和4年12月15日

商工労働部経済政策課

043-223-2789

「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」の受付開始について

県では、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、物価高騰等の影響を受ける中小貨物自動車運送事業者に対して、「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」を給付します。

本支援金の受付を令和4年12月22日(木)から開始しますので、お知らせします。

なお、本支援金に関する専用のポータルサイト及び事務局を以下のとおり開設していますので、申請の際に御活用ください。

1 支援概要

【対象事業者】 千葉県内に営業所を有する中小貨物運送事業者

【対象車両】 千葉県内ナンバーの貨物自動車運送事業用の自動車

【給付額】

■一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 1台あたり2万3千円

■特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車 1台あたり2万3千円

■貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車 1台あたり8千円

※詳細は、下記専用ポータルサイトを御確認ください。

2 申請受付

【方法】 オンライン申請 及び 郵送申請

【受付開始】 令和4年12月22日(木) 10時から

【受付終了】 令和5年2月17日(金)

3 専用ポータルサイト

【名称】 千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援事業 ポータルサイト

【アドレス】 <https://jimukyoku.site/chiba/kamotsuunsoshien/>

**4 専用事務局 (コールセンター)**

【名称】 千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金事務局

【電話番号】 0120-974-255

【受付日時】 月曜日から金曜日までの10時から19時

※祝日・年末年始を除く

※12月24日(土)、25日(日)は受付を行います。